

# 太宰府市

## 第四次地域福祉計画策定基本方針

太宰府市健康福祉部福祉課

## 第四次太宰府市地域福祉計画策定基本方針

### 1. 策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、核家族化や単身世帯の増加、地域での人と人との結びつきの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活不安による生活困窮者の増加、虐待、自殺、高齢者の孤独死等、深刻な社会問題が発生しています。

また、働き方やライフスタイルの多様化により、一人ひとりの生活課題が複数の要因により複雑に絡みあい、単に制度を当てはめるだけでは解決が困難な制度の狭間の課題が増加しており、これまでの対象者ごとや分野別に整理された縦割りの制度を適用するだけでは、対応が難しい現状が浮き彫りになってきました。

さらに、近年は大規模な災害が頻発しており、日頃から防災意識を高め、災害時には行政機関の支援に加え、地域でお互いに支え合い、助け合うことの重要性が再認識されています。

このような背景から、国は、地域コミュニティを活性化させることで住民同士の相互扶助を促進し、単純な「受け手」と「支え手」の関係を越えて、複雑化している課題の解決に向け、多様な主体が「我が事」として地域づくりに参加し、世代や分野の縦割りを越えて「丸ごと」つながることで、包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を掲げています。

また、本市では、令和 2 年に「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「全世代に居場所と出番のある太宰府」を目指し、市民一人ひとりが活躍できる地域社会の実現に向けて取り組むこととしています。

これまで、地域福祉の推進を図るため、平成 17 年から社会福祉法第 107 条の規定に基づき、一定の期間を定めて「地域福祉計画」を策定し、点検・評価を行ってきました。令和 3 年度をもって、第三次地域福祉計画の期間が終了することから、この間の社会福祉関係法令等の新設や改定などもふくめ、成果と課題を明確にした上で、市民アンケート調査や関係団体へのヒアリング等を通じて、新たな計画の方向性やめざすべき像を導き、本市における福祉の総合計画である「第四次地域福祉計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「第四次地域福祉計画」は、これまでに策定された各分野の福祉計画を地域という視点で横断的につなぐとともに、地域福祉推進の主体である地域住民等の参画を得て、地域福祉に関する事項を一体的に定めます。また、「第四次地域福祉計画」は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられ、総合的な視点で地域福祉の推進を図るための計画となります。

## 3. 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 4. 計画の策定体制と方法

太宰府市地域福祉計画の策定にあたっては、市民アンケート調査や各種関係団体へのヒアリング等を通じて、市民の声を計画づくりに反映できるようにします。（次ページ図）

### （1）庁内組織

#### ①地域福祉計画推進協議会（関係課長等）

各担当部署の管理職にて構成し、関係部課間を調整の上、庁内計画案のとりまとめを行い、計画素案をまとめ、地域福祉推進委員会に計画素案を提案します。

#### ②地域福祉計画推進協議会部会（関係係長等実務者）

各担当部署の職員にて構成し、地域福祉計画推進協議会に提案する計画素案などの検討を行います。

### （2）地域福祉推進委員会（外部委員会）

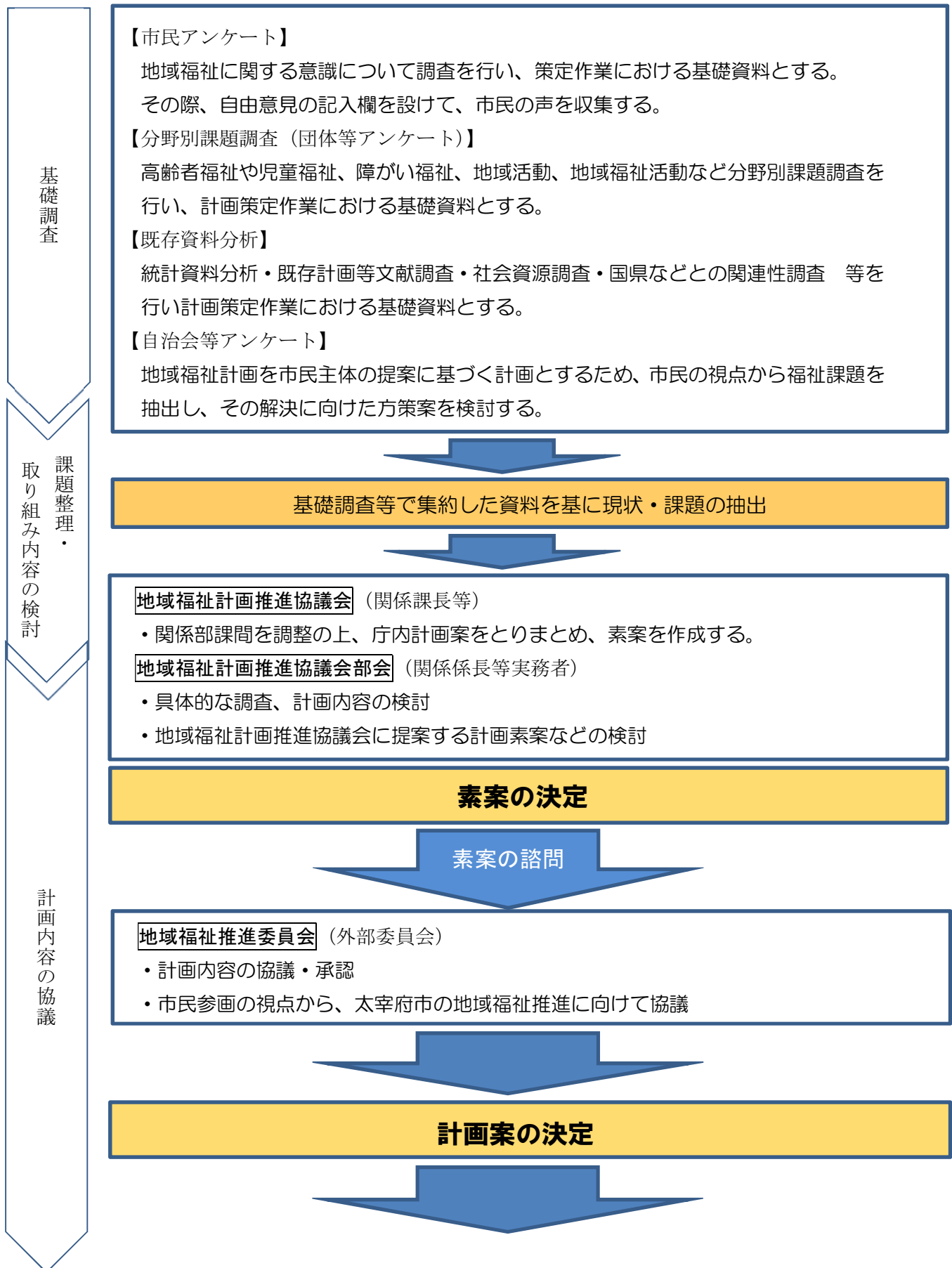
①計画策定に関する専門的な知識を有する方、学識経験者、各関係団体の代表及び市民公募で委員を選任します。

②諮問された計画素案に関する事項等を審議し、第四次地域福祉計画の答申をします。

### （3）パブリックコメントの募集

市民から広くパブリックコメントを収集し、盛り込むべき内容は、計画に反映できるようにします。

## ○計画策定の流れ



パブリックコメントの実施

答申

完成 計画

「第四次太宰府市地域福祉計画」

啓発 周知

- 概要版やホームページなどによる周知、啓発